

令和元年度
国立公園等資源整備事業補助金（野生動物観光促進事業）
間接補助金の交付手続等に係る交付規程

制定 令和元年 7 月 1 日
公益財団法人日本交通公社制定

（通則）

第 1 条 国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、その他の法令、野生動物観光促進事業実施要領（平成 31 年 3 月 27 日付け環自野発第 1903273 号。以下「実施要領」という。）及び国立公園等資源整備事業費補助金（野生動物観光促進事業）交付要綱（平成 31 年 3 月 27 日付け環自野発第 1903273 号。以下「交付要綱」という。）の規定（以下「法令等」という。）の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人日本交通公社（以下「財団」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、実施要領第 1 及び交付要綱第 2 条の目的達成に資することを目的とする。

（交付の対象等）

- 第 3 条 財団は、前条の目的を達成するため、別紙 1、ならびに実施要領第 3 の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付対象として別表第 1 の第 1 欄において財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙 1 に規定する者とする。
 - 3 第 1 項に規定する補助事業を 2 者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は補助事業を自ら行い、かつ当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。またこの場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
 - 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業は、交付の対象としない。
 - 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙 1 に定めるとおりとする。
 - 6 別紙 2 に定める暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（交付額の算定方法）

- 第 4 条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。
- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 別表第1の第1欄に掲げる補助対象経費の合計額と、第2欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
- ア 別表第2の第1欄の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延承認申請書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 財団は、補助事業者から第三項、第四項又は第五項による申請を受けた場合は、申請を受けた日から起算して30日を経過した日までに、様式第8による事業計画等変更決定通知書を補助事業者へ送付し、変更後の完了予定期日等を通知するものとする。
- 七 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第9による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 八 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 九 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣又は財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 十 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十一 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十二 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十三 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。
- 十四 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十五 補助事業者は、取得財産等のうち、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、並びに工作物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 申請者は、第 7 条第 1 項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に財団に書面をもって交付申請の取り下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第 10 条 財団は、第 8 条第七号の規定による報告書及び第 2 項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は財団は、補助金の交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（報告書の提出）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた期間が終了した日の属する年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、様式第 12 による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付決定期間内に国の会計年度（毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）が終了したときは、3 月 31 日までに、様式第 13 による年度終了実績報告書を、大臣又は財団に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項に定める報告を行うにあたり、第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 条 財団は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条第三号に基

づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙1に規定する地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で財団の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算払請求書を財団に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第14条 財団は、第8条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別紙2暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 六 大臣又は財団が、第11条第1項または第11条第2項による報告を照査した結果、当該事業の目的、進捗、成果等が、交付決定を受けた際の計画又は第8条三号により承認された変更計画から著しく乖離していると認めた場合
- 2 大臣又は財団は、前項の解除を行った場合において、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書きを除く。）を準用する。

(複数年度計画の補助事業)

- 第15条 補助事業者は、複数年度にわたる実施計画により採択された補助事業（以下、「複数年度計画の補助事業」という。）について、補助事業の完了した年度の翌年度から計画年度末までの期間中に年度が終了した場合、及び複数年度計画の補助事業が終了した場合には、年度の終了日又は事業の終了日から起算して30日以内に、過去1年間に実施した複数年度計画の補助事業の継続状況、その成果及び効果等について、様式第16による事業継続実績報告書を大臣又は財団に提出しなければならない。ただし、複数年度計画の補助事業期間内に、継続して補助金の交付決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 大臣又は財団は、複数年度計画の補助事業について、補助事業者が2年目以降の事業を継続しない場合には、補助事業者に対し、過年度に交付した補助金の全部又は一部に該当する額を納付させることができる。
- 3 第1項に定める事業継続実績報告書を提出した補助事業者は、その証拠となる書類を、当該報告を行った日の属する年度の終了後5年間、大臣又は財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 財団は、補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第17条 補助事業者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、財団が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

本事業では、2020年の訪日外国人旅行者数約4000万人及び国立公園訪日外国人利用者数1000万人の実現に向けて、訪日外国人を対象とした野生動物観光のツアーコンテンツの開発・改善、プロモーションコンテンツの作成・展開に要する経費の一部を補助する。

1 補助対象事業の要件

以下①から⑥のすべてを満たす事業とする。

- ① 関連する法令、条約等を遵守していること。
- ② 事業を実施する地域が国立公園及び国指定鳥獣保護区等の保護地域である場合、各地域の施策に反する事業ではないこと。
- ③ 事業の実施者、ツアー等の参加者及び周辺地域の住民が動物害を受けるリスクを著しく高める恐れのない事業であること。
- ④ 訪日外国人旅行者を主たる対象とした事業であること。
- ⑤ 原則として、野生下の動物の観察を主たる目的とするツアーに関する事業であり、観察の対象とする動物が外来生物でないこと。
- ⑥ 事業を実施する地域に生息する野生動物の個体数、生態、遺伝的多様性及び周辺の生態系に著しい影響を与える事業ではないこと。

2 補助対象事業の内容

以下①から③のいずれかに該当する事業とする。なお、①から③のうち複数の項目に該当する事業を行うことも可能である。

① プロモーションコンテンツの作成

- ・ターゲット国に特化したプロモーションコンテンツの作成及び発信
- ・既存のツアー、または開発を想定するツアーの海外におけるニーズ調査

等

※ニーズ調査のみを行う事業は認めない。

② プロモーションの展開

- ・海外メディアの招聘
- ・ターゲット国における観光の見本市や旅行博等への出展

等

③ ツアーコンテンツの開発・改善

※「ツアーコンテンツの開発・改善」を行う事業は、開発・改善されたツアーが実際に実施されることを前提として、本補助金の対象とするものである。申請書類の作成時にはこの点を踏まえて、交付決定期間内にツアーを実施しない事業であっても、その後にツアーが実施される段階までを含めた、複数年度の事業計画を記載すること。

- ・保全活動を組み込む等の付加価値の高いツアーコンテンツづくり
- ・ファムトリップ等による現在のツアーコンテンツの問題点の洗い出しとその改善
- ・外国語による案内等の受け入れ体制の整備
- ・野生動物観光を促進するために必要なルールの作成 等

3 補助金の交付を申請できる者

- ① 民間企業
- ② 個人事業主
- ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑤ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑥ 特定非営利活動法人
- ⑦ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ⑧ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ⑨ 地方公共団体の観光協会及び広域観光推進機構
- ⑩ 法律により直接設立された法人
- ⑪ 地方公共団体等で構成する協議会その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

4 報告書の提出

完了実績報告書（様式第12）に添付する別紙2「事業実施報告書」、及び事業継続実績報告書（様式第16）に添付する別紙「事業実施報告書」には、事業の成果及び効果として、以下に例示する事項について記載するとともに、記載した内容の根拠となる資料を添付すること。

① 2①の事業を実施した場合

- ・ 作成したプロモーションコンテンツの利用者数（web ページの閲覧数や配布物の配布数）
- ・ プロモーションコンテンツを作成したツアーに参加した訪日外国人者数 等

② 2②の事業を実施した場合

- ・ 出展した旅行博の規模（来場者数、出展者及び数、開催期間等）及び本事業で出展したブースの来場者数等
- ・ 招聘した海外メディアの詳細
- ・ 海外向けメディアでの取り上げ実績 等

③ ②③の事業を実施した場合

- ・開発・改善したツアーに参加した外国人の人数及び当該参加者による評価
- ・野生動物観光を促進するためのルールを作成した場合は、その内容及びルール作成に参画した事業者数等

5 留意事項

- ・本事業で作成した映像や展示物等は、環境省等政府機関が野生動物観光及びインバウンド観光を促進する目的に限り使用する場合があります。
- ・本事業を実施するにあたり、検討会等を開催する場合は、あらかじめ実施地域を所管する地方環境事務所あるいは自然環境事務所に連絡し、開催に関する情報を提供すること。
- ・新たにツアーを形成するに当たっては、地域住民の生活に大きな支障を及ぼさないように留意し、土地所有者等の地域の関係者と十分な調整を行うこと。

6 事業報告等

補助事業者は事業の実施に関する情報について、事業報告書及び大臣の求めに応じて、報告を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること

別表第 1 補助対象経費と補助率

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
事業を行うために必要な人件費（都道府県、市町村、地方自治体法第 281 条第 1 項の特別区及び第 284 条第 1 項の地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費を除く。）及び業務費（諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、資材購入費をいい、内容については、別表第 2 に定めるものとする。）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費）	財団が必要と認めた額	1/2

別表第 2 業務費の区分と内容

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、交通費、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単位が 5 万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単位が 5 万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金	日々雇用者に対する賃金支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。